

○日光市空家等の適正管理に関する条例施行規則

平成26年6月17日

規則第56号

改正 平成28年3月31日規則第29号

平成29年3月28日規則第22号

(題名改称)

平成31年3月22日規則第25号

令和4年1月20日規則第2号

令和4年3月31日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び日光市空家等の適正管理に関する条例（平成26年日光市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29規則22・一部改正)

(特定空家等の認定基準)

第2条 法第2条第2項の特定空家等の認定の基準は、市長が別に定める。

(平29規則22・全改)

(特定空家等の管理)

第3条 法第9条第1項又は第2項の規定による調査の結果、当該調査に係る空家等が特定空家等であると認定したときは、特定空家等管理台帳（様式第1号）に記録し、管理するものとする。

(平29規則22・全改)

(情報提供)

第4条 条例第6条の規定による情報提供は、空家等に関する情報提供書（様式第2号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(平29規則22・全改、令4規則2・一部改正)

(立入調査)

第5条 法第9条第3項本文の規定による通知は、立入調査通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

（平29規則22・全改）

（助言又は指導）

第6条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（様式第5号）により行うものとする。ただし、助言については、必要により口頭で行うことができる。

（平29規則22・全改）

（勧告）

第7条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

（平29規則22・全改）

（命令）

第8条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第8号）とする。

3 法第14条第5項の規定による請求は、公開による意見の聴取請求書（様式第9号）により行うものとする。

4 法第14条第7項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書（様式第10号）により行うものとする。

5 法第14条第11項の標識は、標識（様式第11号）とする。

（平29規則22・全改）

（代執行）

第9条 法第14条第9項の規定による処分（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第12号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書（様式第13号）とする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第14号）とする。

（平29規則22・全改）

（応急措置）

第10条 条例第7条第1項に規定する応急措置を実施するに当たっては、所有者等に対して応急措置実施通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（平29規則22・旧第11条繰上・一部改正）

（審議会の組織等）

第11条 条例第9条の日光市空家等適正管理審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 弁護士
- （2） 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- （3） 日光市自治会連合会から推薦された者
- （4） その他市長が必要と認める者

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- （1） 条例第4条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- （2） 特定空家等の認定の基準に関すること。
- （3） 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- （4） その他市長が必要と認めた事項

（平29規則22・旧第12条繰上・一部改正、令4規則2・一部改正）

（会長及び副会長）

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平29規則22・旧第13条繰上）

（会議）

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平 2 9 規則 2 2 ・旧第 1 4 条繰上)

(審議会の庶務)

第 1 4 条 審議会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

(平 2 9 規則 2 2 ・旧第 1 5 条繰上、平 3 1 規則 2 5 ・令 4 規則 3 1 ・一部改正)

(その他)

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 2 9 規則 2 2 ・旧第 1 6 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初にかかれる会議は、第 1 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 3 1 日規則第 2 9 号)

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 2 8 日規則第 2 2 号)

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 3 月 2 2 日規則第 2 5 号)

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 1 月 2 0 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 3 1 日規則第 3 1 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



(裏)

日付 (対応者氏名)	指導等の経過及び内容
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	
年 月 日 ( )	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

日光市長 様

住 所  
氏 名  
連絡先(電話番号)

印

空家等に関する情報提供書

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

1	空家等の所在地	
2	空家等の状態	

※ できる限り詳しく状態を記入してください。また、空家等の位置が分かる地図、略図等を添付するか、空家等の状態と合わせて上欄に記入してください。

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



立入調査通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき次のとおり立入調査を実施しますので、同法第9条第3項の規定により通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等の所在地

2 立入調査の実施日

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

3 立入調査の実施理由等



様式第4号（第5条関係）

（表）

第 号
立入調査員証
所 属 職 名 氏 名
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。
年 月 日発行
日光市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
（立入調査等）
第9条 略
2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



#### 助言・指導書

あなたが所有し、又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められます。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定により助言・指導します。

#### 記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 助言・指導に係る措置の内容
- 3 助言・指導に至った事由
- 4 措置の期限  
年 月 日

#### 備考

- 1 上記4の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 2 上記の勧告を受ける、上記1の特定空家等に係る敷地については、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定による住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の規定の適用が受けられなくなります。

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



### 勧 告 書

あなたの所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置を講ずるように助言・指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

### 記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

### 備考

- 1 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 2 上記1に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第7号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



### 命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により法第14条第3項の規定による命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

### 備考

- 1 この命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定により50万円以下の過料に処せられます。
- 2 上記5の措置の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 3 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき、別紙のとおり教示します。

様式第8号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置がとられない場合には、法第14条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、この通知の交付を受けた日から5日以内に、日光市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨を申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合には、遅延なく上記4に示す者まで報告をすること。

様式第9号（第8条関係）

公開による意見の聴取請求書

年 月 日

日光市長 殿

請求者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第4項の規定による命令に係る事前の通知書の交付を受けましたが、同条第5項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

命令に係る事前の通知書の日付	年 月 日
命令に係る事前の通知書を受け とった日付	年 月 日
対象となる特定空家等	所在地 用途
公開による意見の聴取を行うこ とを請求する理由	

様式第10号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



公開による意見の聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第6項の規定による公開による意見の聴取を下記のとおり行いますので、同条第7項の規定により通知します。

記

- 1 命じようとする措置
- 2 意見の聴取の日時
- 3 意見の聴取を行う場所

備考

- 1 意見の聴取に際して、この通知書を持参してください。なお、代理人を出席させる場合には、あらかじめ委任状を提出してください。
- 2 やむを得ない理由により出席できない場合又は代理人を出席させることができない場合は、その旨を意見の聴取を行う日の前日までに届け出てください。理由なく出席しない場合は、意見の聴取における発言権を放棄したものとみなします。

様式第11号（第8条関係）

標 識

下記の特定空家等の所有者（管理者）に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定により措置をとることを 年 月 日付け 第 号により命じている。

日光市長

記

1 対象となる特定空家等

（1）所在地

（2）用途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日



様式第12号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記特定空家等の 除却・修繕・立木竹の伐採等 を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により、下記の特定空家等の除却・修繕・立木竹の伐採等 を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

対象となる特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模 面積  $\text{m}^2$
- (5) 所有者又は管理者の住所及び氏名

※ 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき、別紙のとおり教示します。

様式第13号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記  
特定空家等を 年 月 日までに 除却・修繕・立木竹の伐採等 をするよう  
戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進  
に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により、下記のとおり  
代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の  
規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴  
収します。また代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責  
任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 除却・修繕・立木竹の伐採等 をする特定空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 用途
  - (3) 構造
  - (4) 規模 面積  $\text{m}^2$
  - (5) 所有者又は管理者の住所及び氏名
- 2 代執行の時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
- 4 代執行を行う措置の内容及びそれに要する費用の概算見積額

※ 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づき、別紙のとおり教示します。

様式第14号（第9条関係）

（表）

第 号	
執行責任者証	
部 課長	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。	
年 月 日	
日光市長	
印	
記	
1 代執行をなすべき事項 代執行令書（ 年 月 日付け日 第 号）記載の日光市 番地 の 建物の除却・修繕、立木竹の伐採、その他（ ）	
2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

（特定空家等に対する措置）

第14条 略

2～8 略

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 略

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第15号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

日光市長



応急措置実施通知書

日光市空家等の適正管理に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり空家等の応急措置を実施しますので、日光市空家等の適正管理に関する条例施行規則第10条の規定に基づき通知するとともに、その費用を徴収します。

- 1 応急措置の対象となる空家等
  
- 2 応急措置の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時～
  
- 3 応急措置の内容

- 様式第1号（第3条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第2号（第4条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第3号（第5条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第4号（第5条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第5号（第6条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第6号（第7条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第7号（第8条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第8号（第8条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第9号（第8条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第10号（第8条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第11号（第8条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第12号（第9条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第13号（第9条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第14号（第9条関係）  
（平29規則22・全改）
- 様式第15号（第10条関係）  
（平29規則22・追加）